

## 稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する審査基準

平成27年11月19日教育長決裁

稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する審査基準（平成25年1月25日教育長決裁）の全部を改正する。

### 第1 趣旨

この基準は、稲城市教育委員会児童・生徒表彰に関する要領（平成27年11月19日教育長決裁。以下「要領」という。）に基づき、稲城市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する児童及び生徒への表彰について、被表彰者を審査するために必要な基準等を定めるものである。

### 第2 表彰対象

要領第2条に規定する「個人」及び「団体」については、次のとおりとする。

#### 1 「個人」及び「団体」について

次に掲げるものを団体として表彰し、その他は個人（ペア又はダブルスを含む。）として表彰する。ただし、当該団体に所属する個人に特筆する成果があった場合には、要領及び本基準に照らして個人で表彰を行うものとする。

- (1) 同じ学校の児童・生徒3人以上で編成された団体
- (2) 市内小・中学校の児童・生徒3人以上が所属し、市内を拠点に活動する団体

### 第3 審査基準

要領第3条に基づく審査基準は、次のとおりとする。

#### 1 表彰基準(1)「人命救助又はこれに類する行為を行った者」について

次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 人命救助のため、人工呼吸等の救命行為を行った又は救命行為の手助けを行った者
- (2) 稲城市消防本部より人命救助又は救急救護により表彰を受けた者
- (3) 大きな事故等を防ぐことにつながると考えられる行為を行った者
- (4) 警察署より事故防止等により感謝状（これに類するものを含む。）を贈られた者

#### 2 表彰基準(2)「ボランティア活動等を自主的に行い、他の模範となるべき行為のあった者」について

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者とする。

ア 学校活動以外のボランティア活動（環境美化・福祉・地域貢献・伝統文化等）として、月1回かつ概ね1年程度又は概ね3年以上活動を行った者

イ 学校活動（児童会活動、生徒会活動及び部活動）として善行を行った者で、地域や他の児童・生徒の意識向上等、良い影響を与えた者

- (2) アに該当する者で、表彰後においても、当該活動を継続している場合は、その後3年

ごとに表彰することができる。

### 3 表彰基準(3)「学術・文化・スポーツ活動において、著しい成果を収めた者」について

公的機関又はこれに準ずるもの（公益財団法人又は公益社団法人）が主催又は後援する競技会やコンクール等（特定の流派、小規模大会等であり、参加者が限定的又は少人数の参加であるものは除く。）に出場又は出展した者のうち、次のいずれかの事項を満たす者とする。ただし、競技人口が極端に限られている競技や、様々な審査方法が存在する分野については、主催団体の法人格、大会の公益性、審査体制等を総合的に鑑み、個別審査の対象とする場合がある。

#### ア 学術・文化分野

- (1) コンクール等において、それが都道府県大会規模である場合は、実質1位又は2位である賞を受賞した者。なお、順位が明確に示されないものについては、入賞率を考慮する。
- (2) コンクール等において、それが全国大会・関東大会である場合は、都道府県大会等の予選会を経た大会（コンクール等の性質上、予選会がない場合には、全国・関東大会規模とみなすことができる大会であること。）とし、それに「上位8位（相当含む）までに入賞した者」又は「都道府県代表として出場した者」であること。なお、順位が明確に示されないものについては、入賞率を考慮する。
- (3) コンクール等において、それが国際大会である場合は、国内大会等の予選会を経た大会（コンクール等の性質上、予選会がない場合には、国際大会規模とみなすことができる大会であること。）とし、それに「上位8位（相当含む）までの賞を受賞した者」又は「日本代表として出場した者」であること。

#### イ スポーツ活動分野

- (1) 競技会等において、それが都道府県大会規模である場合は、優勝若しくは準優勝を受賞した者
- (2) 競技会等において、それが全国大会・関東大会である場合は、都道府県大会等の予選会を経た大会（競技会等の性質上、予選会がない場合には、全国・関東大会規模とみなすことができる大会であること。）とし、それに「ベスト8以上の成績を収めた者」又は「都道府県代表として出場した者」であること。
- (3) 競技会等において、それが国際大会である場合は、国内大会等の予選会を経た大会（競技会等の性質上、予選会がない場合には、国際大会規模とみなすことができる大会であること。）とし、それに「ベスト8以上の成績を収めた者」又は「日本代表として出場した者」であること。

## 第4 表彰取扱

表彰は年ごとに実施するため、遡及しての表彰は行わない。

## 第5 雑則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この基準は、平成25年1月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成26年3月31日部長決裁）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月25日教育長決裁）

この基準は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（平成27年11月19日教育長決裁）

この基準は、平成27年12月1日から施行する。

付 則（平成29年9月5日教育長決裁）

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

付 則（平成30年9月7日教育長決裁）

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和2年6月25日教育長決裁）

この基準は、教育長の決裁のあった日から施行する。

付 則（令和3年11月30日教育長決裁）

この基準は、教育長の決裁のあった日から施行する。

付 則（令和7年9月8日教育長決裁）

この基準は、教育長の決裁のあった日から施行する。